

2019年全日本卓球選手権大会 (マスターズの部)

開催期日: 2019年11月2日(土)～11月4日(月)
会 場: 高知県立春野総合運動公園体育館^他

宿泊・お弁当・大会専用シャトルバス等ご案内

ご挨拶

謹啓 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび「2019年全日本卓球選手権大会(マスターズの部)」が高知県高知市にて開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社【名鉄観光サービス(株)高知支店】がご参加皆様方の宿泊・お弁当・大会シャトルバス等のご案内をさせていただきますことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備をおこない、ご参加の皆様方に心からご満足いただけるよう、大会事務局および関係各方面とも協力し、本大会の成功に向けてお手伝いをさせていただきます。

皆様方からの多くのお申し込み・ご来場を心よりお待ち申し上げます。

謹白

名鉄観光サービス株式会社 高知支店
支店長 谷井 順一

【業務取扱】

名鉄観光サービス株式会社高知支店

1

宿泊のご案内

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。お申し込みの方は、別紙申込書に申込記号をご記入いただきお申送ください。

ご宿泊設定日：2019年11月1日(前泊)、11月2日(当日泊)、11月3日(当日泊)、11月4日(後泊)

ご宿泊条件：1泊朝食付 税金・サービス料込

■受付順にてご用意をいたします。

満室のためご希望に添えない場合がございます。恐れ入りますが、第2希望までご記入をお願いします。

■禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

■ホテル案内図はP6に記載しておりますので、併せてご確認ください。

ホテル 番号	ホテル名	申込 記号	客室タイプ	料金 (1泊朝食付・税込)		交通案内	朝食スタート 時間
				11月1日(金)・4日(月)	11月2日(土)・3日(日)		
①	ザ クラウンパレス新阪急高知	1-S	シングル	11,500円	14,500円	高知城前電停徒歩1分	6:00
		1-T	ツイン	9,500円	13,500円		
②	ホテル日航高知旭ロイヤル	2-S	シングル	12,000円	14,000円	菜園場電停徒歩4分	6:30
③	西鉄イン高知	3-T	ツイン	9,500円	10,000円	デンテツターミナルビル 前駅徒歩4分	6:30
④	高知サンライズホテル	4-S	シングル	8,500円	8,500円	堀詰電停徒歩3分	7:00
		4-T	ツイン	8,000円	8,000円		
⑤	高知パレスホテル	5-S	シングル	8,000円	9,500円	蓮池町電停徒歩4分	6:30
⑥	オリエントホテル高知	6-S	シングル	8,500円	9,500円	グランド通電停徒歩1分	6:30
		6-T	ツイン	7,500円	8,500円		
⑦	ホテル高砂	7-S	シングル	8,500円	9,500円	JR高知駅から徒歩3分	7:00
⑧	セブンデイズホテルプラス	8-S	シングル	6,500円	9,300円	蓮池町電停徒歩2分	7:00
⑨	セブンデイズホテル	9-S	シングル	6,000円	8,800円	蓮池町電停徒歩4分	7:00
⑩	ブライトパークホテル	10-S	シングル	8,500円	8,500円	蓮池町電停徒歩3分	7:00
		10-T	ツイン	8,500円	8,500円		
⑪	高知グリーンホテル	11-S	シングル	7,500円	8,000円	高知駅から徒歩5分	6:00
		11-T	ツイン	6,500円	7,000円		
⑫	ホテルNO.1高知	12-S	シングル	6,500円	7,500円	堀詰電停徒歩6分	6:30
⑬	ウエルカムホテル高知	13-S	シングル	6,000円	6,500円	蓮池町より徒歩5分	6:45
		13-T	ツイン	5,500円	5,500円		
⑭	高知アネックスホテル	14-S	シングル	6,000円	6,000円	堀詰電停徒歩6分	7:00

※宿泊施設までの交通費等については含まれておりませんので、お客様負担となります。

2 大会専用有料シャトルバスのご案内

【11月2日(土)・3日(日)・4日(月)】 高知駅⇒はりまや橋観光バスターミナル⇒春野総合運動公園まで

ご乗車場所:高知駅 または はりまや橋観光バスターミナル
 ご出発時刻:高知駅 午前7時15分発 ・ はりまや橋観光バスターミナル 午前7時20分発
 ご到着時刻:高知県立春野総合運動公園 午前8時00分 着予定
 最少催行人数: 各日 15名
 ◆お申込を頂戴しておりますも、シャトルバスは定刻での出発となりますのでご了承下さい。

【11月2日(土)・3日(日)】 春野総合運動公園⇒はりまや橋観光バスターミナル⇒高知駅まで

ご乗車場所:高知県立春野総合運動公園
 ご出発時刻:16時00分・17時00分・18時00分・19時00分
 所要時間 :はりまや橋まで 約30分 ・ 高知駅まで 約40分
 最少催行人数: 各日 15名
 ◆お申込を頂戴しておりますも、シャトルバスは定刻での出発となりますのでご了承下さい。

【11月3日(日)】 高知県立春野総合運動公園⇒高知龍馬空港まで

ご乗車場所:高知県立春野総合運動公園
 ご出発時刻:高知県立春野総合運動公園 16時00分発
 ご到着時刻:高知龍馬空港 17時00分 到着予定
 最少催行人数: 15名
 ◆お申込を頂戴しておりますも、シャトルバスは定刻での出発となりますのでご了承下さい。

【11月4日(月)】 高知県立春野総合運動公園⇒高知駅⇒高知龍馬空港まで

ご乗車場所:高知県立春野総合運動公園
 ご出発時刻:高知県立春野総合運動公園 15時00分発
 ご到着時刻:高知駅 15時40分 ・ 高知龍馬空港 16時15分 到着予定
 最少催行人数: 15名
 ◆お申込を頂戴しておりますも、シャトルバスは定刻での出発となりますのでご了承下さい。

区間	料金(1名)	申込記号		
		11月2日(土)	11月3日(日)	11月4日(月)
高知駅⇒はりまや橋観光バスターミナル ⇒春野総合運動公園	1,200円	A2	A3	A4
春野総合運動公園 ⇒はりまや橋観光バスターミナル⇒高知駅	1,200円	B2	B3	
高知県立春野総合運動公園⇒高知龍馬空港	1,800円		C3	
高知県立春野総合運動公園 ⇒高知駅⇒高知龍馬空港	高知駅 1,200円			D4
	高知空港 1,800円			E4

※事前のお申込が必要となります。
 ※当日の申込みは承ることができませんのでご了承ください。

【★大会会場(春野総合運動公園)～練習会場(障害者スポーツセンター) シャトルバスあり(無料/予約不要)】
 8時20分発～17時40分発まで毎時00分、20分、40分 運用予定

3

昼食(弁当)のご案内

- 1)大会1日目[11月2日(土)]・大会2日目[11月3日(日)]に会場にてお弁当をご用意いたします。
受け取り場所等は参加券類発送時に併せてご連絡いたします。
- 2) 800円(税込) お弁当/お茶付
- 3)お申し込みの方は別紙申込書(昼食弁当欄)に○印をご記入ください。

- ◆大会当日のお弁当販売予定もございますが、数量限定のためなくなり次第終了となります。お申し込みをご希望の方は事前にお申し込み願います。
- ◆大会会場周辺の食事施設には限りがあります。お弁当の申込みをお勧め致します。
- ◆宿泊の申込みがない場合でもお弁当のみのお申込みも承っております。

4

団体航空券のご案内

全国から大会に参加されます皆様の便宜を図るため、下記区間の航空便を包括旅行割引運賃を適用した旅行代金にてご案内申し上げます。ただし、各便とも10名様以上のお申込みがある場合の適用となりますので、人数が満たない場合は普通運賃、または各航空会社の各種割引運賃にてご案内させていただきます。

※記載のダイヤは2019年5月現在です。

■申込対象者： 宿泊を弊社にてお申込をいただいた方

【往路】 11月1日(金) 羽田空港⇒高知龍馬空港 + 高知龍馬空港⇒高知駅経由⇒春野運動公園シャトルバス付
11月2日(土) 羽田空港⇒高知龍馬空港 + 高知龍馬空港⇒高知駅経由⇒春野運動公園シャトルバス付

【復路】 11月4日(月)・5日(火) 高知龍馬空港⇒羽田空港 ※シャトルバスの設定はございません

利用日	区間	出発時刻予定	到着時刻予定	航空会社	便名	金額	申込記号
11/1 (金)	羽田⇒高知 ※シャトルバス付	13:15	14:40	ANA	565	18,500円	101
		16:00	17:25	ANA	567		102
		18:55	20:25	JAL	499	19,500円	103
11/2 (土)	羽田⇒高知 ※シャトルバス付	8:05	9:35	ANA	561	24,000円	201
		11:25	12:55	ANA	563	21,000円	202
11/4 (月)	高知⇒羽田	10:15	11:30	ANA	564	16,500円	401
		13:35	14:50	ANA	566	22,500円	402
		15:20	16:35	ANA	568	23,500円	403
		18:05	19:20	ANA	570	29,500円	404
11/5 (火)	高知⇒羽田	7:10	8:25	JAL	490	14,500円	501
		9:30	10:50	JAL	492		502

※最少催行人員10名様となります。最少催行人員に達しない場合、個人チケット対応を取り再度料金のご案内をさせていただきます。

※お申込後の搭乗便変更は出来ません。お取消のうえ再度お申込いただくこととなります。

※搭乗券は当日出発空港の指定場所へご集合いただき、お渡しいたします。事前にチケットはお渡しできません。

5 お申し込み方法のご案内

- FAXまたは郵送にてお申し込みの方は、巻末の申込書に必要事項をご記入のうえ「名鉄観光サービス(株)高知支店」にお申し込みください。申込書をコピー等にて控えの保管を必ずお願いいたします。
- 参加申し込み締切は**2019年9月13日(金)**です。
- 申込書の受領日から5営業日以内に受領したことをお知らせする案内をFAXにてお送りします。上記期日を過ぎても連絡がない場合は通信障害等により、受領できていない可能性がありますので、お手数ですが名鉄観光サービス(株)高知支店までお問い合わせください。
- 申込み締切後、10月上旬に宿泊券・請求書等を申込書ご記載の住所へ送付させていただきます。
請求書が到着しましたら、**2019年10月18日(金)**までに旅行代金のお振込をお願いします。

6 お申し込み後の変更・取消について

お申し込み後に変更・取消が生じた場合には、FAXにて、上記お問い合わせ先までお早めにご連絡ください。
お申し込み後お客様の都合によりお取り消しになる場合は、次の取消料が発生いたします。

	ご利用日 20～8日前	ご利用日 7～2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡及び 当日12:00以降
宿泊	20%	30%	40%	50%	100%
昼食	—	30%	40%	100%	100%
団体航空券	20%	30%	40%	50%	100%
大会専用シャトルバス	—	30%	40%	50%	100%

- 取消の基準日は、当社の営業日・営業時間内(月～金/9:30～17:00)のFAX受信を基準日といたします。
- 取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引のうえ、送金いたします。事務処理上の都合で多少日数がかかる場合がございます。
なお、大会当日、会場にてご返金の申出がありましても、現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。

7 その他のご案内

- 募集型企画旅行(旅行条件は2019年7月12日を基準としております)
本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたします。
※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。
名鉄観光サービスホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)⇒TOPページ右下部⇒各種約款・条件書等について
⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行の部)

○最少催行人員について……宿泊プランは1名様を最少催行人員といたします。

○添乗員について……同行なし

※宿泊施設までの交通費等については含まれておりませんので、お客様負担となります。

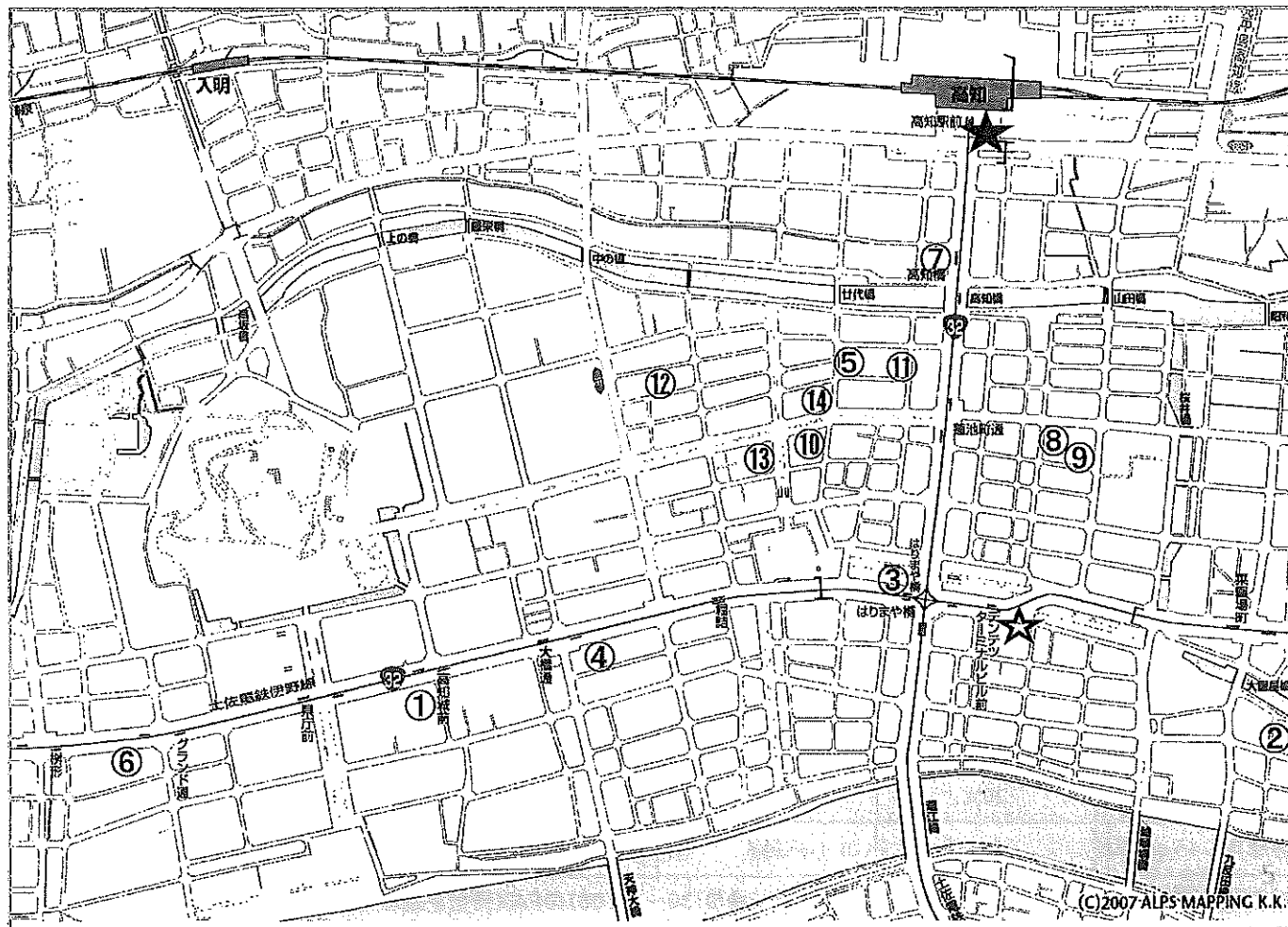
○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、高知県卓球協会事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供する場合がございます。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。
※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

ホテル案内図



ホテル番号	ホテル名
①	ザクラウンパレス新阪急高知
②	ホテル日航高知旭ロイヤル
③	西鉄イン高知
④	高知サンライズホテル
⑤	高知パレスホテル
⑥	オリエントホテル高知
⑦	ホテル高砂
⑧	セブンデイズホテルプラス
⑨	セブンデイズホテル
⑩	ブライトパークホテル

ホテル番号	ホテル名
⑪	高知グリーンホテル
⑫	ホテルNO.1高知
⑬	ウエルカムホテル高知
⑭	高知アネックスホテル

【大会専用有料シャトルバス乗り場】

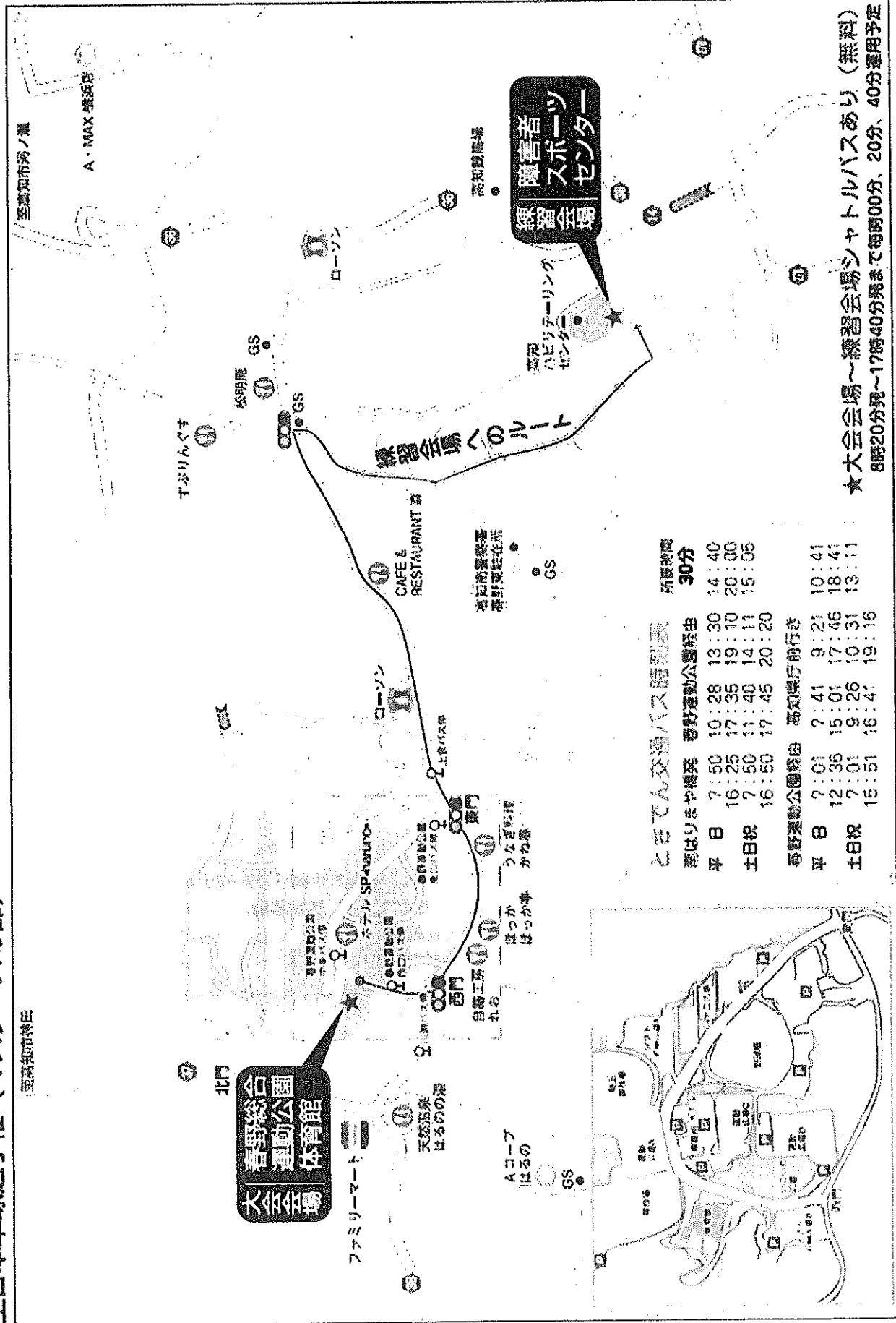
※詳細P3参照

★高知駅

☆はりまや橋観光バスターミナル

全日本卓球選手権 (マスターズの部) 2019年11月2日(土)~4日(月)

会場周辺案内図



とぞでん交通バス時刻表

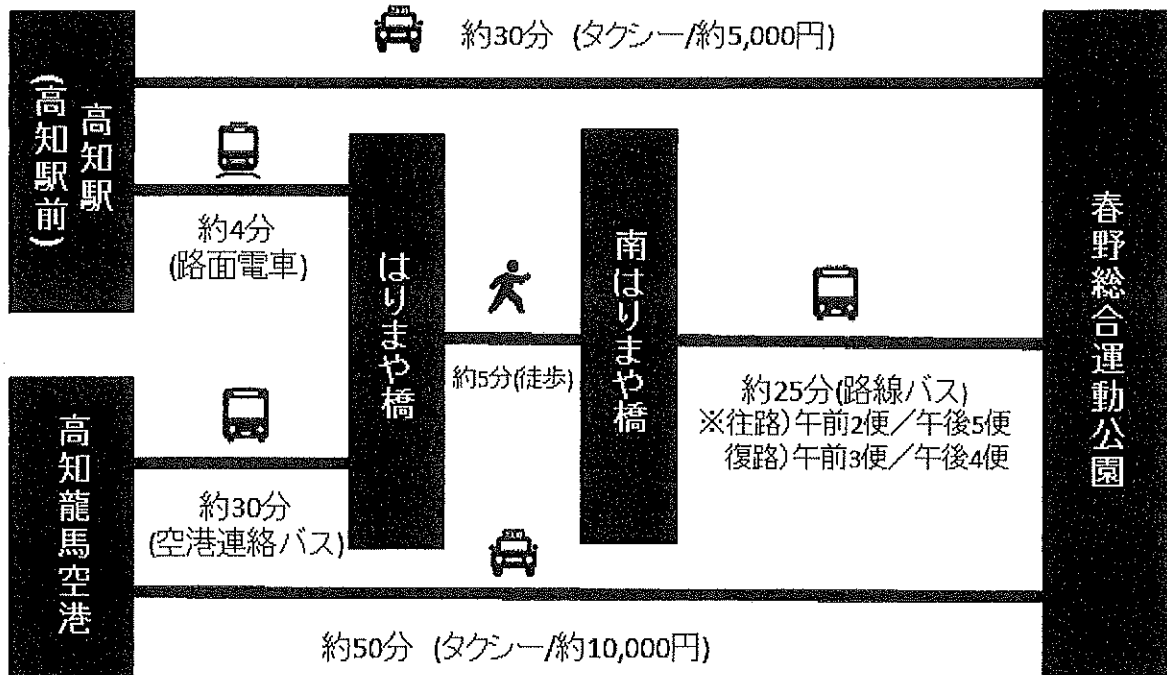
所要時間 30分

発着	香野運動公園経由	所要時間
朝はりまや発	14:40	30分
平日	10:28 13:30	
	16:25 17:35 19:10 20:00	
土日祝	7:50 11:40 14:11 15:05	
	16:50 17:45 20:20	
香野運動公園発	10:41	
平日	7:01 7:41 9:21 10:41	
	12:36 15:01 17:46 18:41	
土日祝	7:01 9:26 10:31 13:11	
	15:51 16:41 19:16	

★大会会場～練習会場シャトルバスあり (無料)
8時20分発～17時40分発まで毎時00分、20分、40分運用予定

会場までの交通アクセス

【JR高知駅・高知龍馬空港からのアクセス】



【JR高知駅より】

タクシー ■JR高知駅から約30分
料金:約5,000円

路線バス ■高知駅南口より路面電車「高知駅前」まで徒歩すぐ。「高知駅前」から「はりまや橋」で乗換え、路線バス「南はりまや橋」から「春野運動公園中央」で下車。徒歩移動。所要時間約45分(乗り換え含む)
料金: 約700円

【高知龍馬空港より】

バス ■高知龍馬空港から空港連絡バスJR高知駅行きに乗車し、「はりまや橋バスターミナル」にて下車。徒歩にて移動。路線バス「南はりまや橋」より乗車「春野運動公園中央」にて下車。徒歩移動。所要時間約60分(乗り換え含む)到着便に合わせて変動あり。
料金: 約1,200円 (空港連絡バス+路線バスの合計料金です。)



旅行業公正取引
協議会 会員

名鉄観光サービス株式会社 高知支店

観光庁長官登録旅行業 第55号

一般社団法人 日本旅行業協会正会員・ポンド保証会員

〒780-0053 高知県高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル7階

総合旅行業務取扱管理者 谷井 順一

TEL:088-883-3257 FAX:088-883-3250

【営業時間 9:30~17:00(月~金)土・日・祝日は休業】

担当者:錦村(ニシキムラ)、中村、氏原

(イ)当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る範囲から、当社が当該旅行サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他のお客の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、料戻又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
(2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(イ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご都合に応じてお客様が当該旅行の出発地、前着地等に帰るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
(ア)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従って旅行サービスの提供を廃止し、受けられないための必要な措置を講ずること。
(イ)(ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の適宜にかかわらずとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
(2) 当社が旅行契約により旅程管理業務を担う範囲は、パンフレット等に記載している乗継機を管理(乗継)してからの当該乗継機までの間(乗継)するまでとする。この場合、乗継機を管理する場合は、当該乗継機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りでの手配に努めますが、その部分は当社と別途旅行契約を締結することにより、専業型企画旅行契約には含まれません。
(3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地における当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
(4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者)等を含みます。この連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
(5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
(6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
(7) 当社は、旅行中のお客様が体調不良により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の負担に過ぎず自由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動期間中は除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員、手配代行者)等を含みます。指示に従っていただくときは、拒否し得ず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げない場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたとときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害賠償の翌日から起算して2年以内、当社に対して通知があったときに限ります。また、手配について生じた損害については、損害発生の日翌日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
(2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が認められたときは、この限りではありません。
(ア)天災地変、騒音、震動又はこれらが生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(イ)運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(エ)自由行動中の事故
(オ)食中毒
(カ)盗難
(キ)運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する専業型企画旅行に参加するお客様が、その専業型企画旅行参加中に急病かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、遊覧見舞金及び入院見舞金を支払します。補償金の額は、遊覧見舞金として遊覧日数により1万円〜5万円、入院見舞金として入院日数により2万円〜20万円、死亡補償金として、5,000万円です。また、遊覧に損害を被ったときは、「特別補償規程」により損害賠償補償金を支払います。損害金に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、特別補償金の額又はこれらについては、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第10条第2項に定める物品については補償しません。
(2) お客様が専業型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは適時運転、疾病等のほか、専業型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、搭乗、超経歴動力機(モーターハンググライダー、マイクライト機、ウルトライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ専業型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、専業型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日等をあらかじめ当社に届け出ることをご確認いただき、かつ復帰の予定なく離脱したときは、離脱の日とみなし復帰までの間又はその離脱したときから後は専業型企画旅行参加中とはいたしません。
(4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
(5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の専業型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する専業型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に旅行企画・実施(又は名目観光サービス)と明示します。
(2) オプションツアー等の旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の専業型企画旅行ではありません。
(ア)お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。(イ)契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等とされた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
(ウ)契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
(エ)契約成立後の解除、取消料については、お申込みの無、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
(オ)当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行保証の対象とはなりません。
(3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
(4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の要する補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該要する補償金の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、要する補償金を変更しません。
(ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が次のものであること
① 第20項の規定に基づき当社の責任が明らかであること
② 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること
(イ)パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。
a.旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b.暴風
c.暴動
d.官公署の命令
e.火災、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
f.遅延、運送スケジュール変更等の当初の進行計画によらない運送サービスの提供
g.旅行参加者の生命又は身体上の安全確保のための必要な措置
(ウ)第20項の規定に基づき当社の責任が明らかであること
(エ)第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること

変更 お支払対象旅行代金 補償金の額 1件につき下記の率

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始前		旅行開始後	
	旅行開始前	旅行開始後	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%		
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%		
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が前項に生じた手配及び設備の等級を下回った場合を除く。)の変更	1.0%	2.0%		
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%		
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了地たる空港の異なる旅社の変更	1.0%	2.0%		
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行日程の変更又は経路の変更	1.0%	2.0%		
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%		
⑧契約書面に記載した宿泊機関の等級、設備、景観その他お客様の利益の侵害	1.0%	2.0%		
⑨前号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%		

注1)旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、旅行開始後は、当該変更について旅行開始日より前日にお客様に通知した日をいいます。
注2)確定書面に付された場合には、「確定書面」とある旨の確定書面に記載された内容が適用されます。この場合において、契約書面に記載された確定書面の記載内容の内容及び確定書面に記載内容と異なる記載された旅行サービスの内容及びその変更が生じたときは、それぞれの要する1件につき取り扱います。
注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4)第4号に掲げる運送機関の会社の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車等又は1泊の乗車等発生した場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。
注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金の15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
(3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金額による変更補償金の支払に替え、同等価額以上の物品又は旅行サービス提供者により補償を行うことがあります。
(4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更による変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺して差額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなくてはなりません。
(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他専業型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への(会員)の署名なくして旅行代金の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファックス」等、その他の通信手段による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。この場合、旅行代金の全額を決済するものとし、また、当社が提携会社と無名で無取扱い特約を含む加盟店契約がないとき、業務上の理由等で無名で取扱いできない場合があります。(電話旅行会社より当該取扱いができない場合があります。また、取得可能なクレジットカードの種類の制限が旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名を付したクレジットカードで支払ったことに関する契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。
(2) 通信契約により旅行契約を締結するときは、旅行条件は、通常の専業型企画旅行契約の場合と一致しますが、その主要な点をご案内します。
(ア)通信契約の申込みに関し、会員は申込みしようとする「専業型企画旅行」の名称、「出発日」等に加え、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等をお申し出いただく必要があります。
(イ)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したと成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生したときに成立するものとします。
(ウ)通信契約での「カード」利用日は、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出の日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人の案内、買物等添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・盗難・焼失等に伴う諸費用及び引当手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
(2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にのご案内することがありますが、お荷物に際してはお客様の責任が帰属していただきます。
(3) 当社は、お客様が旅行の再開を希望しない場合は、旅行代金を返金させていただきます。
(4) 当社の専業型企画旅行に参加した日と、マイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録はお客様自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の要するにより、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが変更されなくなったときでも、理由のいかなるかを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準は、それぞれパンフレット等に明示します。

28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過中当該契約に際し当社に対して債権を取得した場合でも当社からその支払を受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証社員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事象が生じた場合で、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様の連絡のためや運送・宿泊機関等の提供サービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきます。ほか、必要な範囲内で当該旅行業者及び手配代行者に提供いたします。
(2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。
(3) 当社は、旅行先でのお客様の宿泊物の買物等のほか、お客様の個人データを販売店等の事業者等に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、住所提供等に際しては個人データ、電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者等の個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
(4) 上記のほか、当社の個人情報取得に関する方針については、当社のホームページ「プライバシー」(http://www.mwt.co.jp)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

◆お申込締切日:2019年9月13日(金) 【送付先】FAX:088-883-3250(名鉄観光サービス(株)高知支店宛)

2019年全日本卓球選手権大会(マスターズの部) 宿泊等 申込書

別紙「宿泊・お弁当・大会専用シャトルバス等ご案内」の「個人情報取扱について」に同意の上、下記の内容を申し込みます。

FAX送信日 2019年 月 日
(新規・変更・取消)

都道府県名 所属チーム名

連絡担当者

TEL () - () - ()

FAX () - () - ()

携帯番号

連絡先住所 宿泊券・請求書等の送付先となります。正確にご記入下さい。
(〒)

No	フリガナ 参加者名 (コウチ タロウ)	性別	年齢	宿泊			大会専用シャトルバス		団体航空券		費用合計	備考欄 回至希望者名 属性希望			
				宿泊先 第一希望	第二希望	宿泊日	11月2日	11月3日	11月4日	往路			復路		
例	高知 太郎	男	50	1-S	2-S	○ ○ ○	A2 B2	A3 B3	A4	800円	800円	101	401	83,100円	
1	()	()	()											円	
2	()	()	()											円	
3	()	()	()											円	
4	()	()	()											円	

<変更・取消時の返金率口座>

銀行名	銀行・金融・組合		支店・本店
口座種別	普通	当座	口座番号
口座名義			

- ◆必ず控え(コピー)をお取りいただき保管下さい。
- ◆希望宿泊プランは第2希望まで必ずご記入下さい。
- ◆団体航空券申し込みの方は必ずご年齢をご記入下さい。
- ◆費用の納入につきましては、請求書が届いた後に10月18日(金)までにご送金下さい。
- ◆費用をご計算される際は、請求書が届いた後にご計算・ご記入下さい。
- ◆申込ご希望内容の最終決定は、10月上旬に送付いたします書類にてご確認下さい。
- ◆団体航空券申し込みの方は必ずご年齢をご記入下さい。

◆申込書が弊社に届きましたら、受付NOを記載したものを、返信いたします。返信いたしません場合は、お手数ですが、ご一報願います。

5営業日過ぎても返信が届かない場合は、お手数ですが、ご一報願います。

受付番号 月 日 No.

送付先 受付者